

地震保険は、必要保険です。

火災保険では、
地震・噴火・津波による火災損害
(地震等により延焼・拡大した損害を含みます)
は補償されません。

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする
火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震保険とは

- 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。
(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象なりません。)
- 法律(「地震保険に関する法律」)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 利潤を一切いただきず、皆様の保険料は準備金として積み立てられています。
- 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。

※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行いますが、大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。



住まいの地震保険へのご加入をおすすめします。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

お支払い例



①地震で火災がおこり建物が焼けた



②地震で建物が倒壊した



③津波により建物が流された

火災保険では、

- ①地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
- ②火災(発生原因の如何を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害

はいずれも補償の対象となりません。

これらの損害を補償するためには、地震保険が必要です。

お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 地震等の際ににおける紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

地震保険のお支払金額

損害の程度	建 物	家 財
全 損	ご契約金額の100%(時価が限度)	ご契約金額の100%(時価が限度)
大 半 損	ご契約金額の 60%(時価の60%が限度)	ご契約金額の 60%(時価の60%が限度)
小 半 損	ご契約金額の 30%(時価の30%が限度)	ご契約金額の 30%(時価の30%が限度)
一 部 損	ご契約金額の 5%(時価の5%が限度)	ご契約金額の 5%(時価の5%が限度)

※1 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

※2 損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※3 損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※4 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

全 損



地震等により損害を受け、①主要構造部(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合

大半損



地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合

小半損



地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、①主要構造部(上記に同じ)の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき

家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

全 損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合

大半損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の60%以上80%未満となった場合

小半損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上60%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円(平成30年8月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。

※イラストはイメージです。

地震保険のご加入にあたって

地震保険の対象

居住用の建物 (住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます)
家 財 (ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は除かれます。)

※店舗や事務所のみに使用されている建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品などの動産は対象にはなりません。
※建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財は補償されません。

地震保険の保険金額(ご契約金額)

建物・家財ごとに火災保険の保険金額(ご契約金額)の30~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額(ご契約金額)を定めていただきます。ただし、建物5,000万円・家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。(地震保険に2契約以上加入されている場合は保険金額を合算して上記限度額を適用します。)

年間保険料例 (地震保険ご契約金額100万円あたり)

都道府県	構造区分	イ構造	口構造
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		710円	1,160円
福島県		850円	1,700円
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県		780円	1,350円
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		1,070円	1,970円
愛媛県		1,200円	2,240円
大阪府		1,260円	2,240円
茨城県		1,550円	3,200円
徳島県・高知県		1,550円	3,650円
埼玉県		1,780円	3,200円
愛知県・三重県・和歌山県		1,440円	2,470円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県		2,500円	3,890円

■ 地震保険における建物の構造区分

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造と口構造(注)の2つに区分されており、セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。(イ構造→火災保険の構造がM構造・T構造(A構造・B構造)または1級構造・2級構造(特級構造)の場合、口構造→火災保険の構造がH構造(C構造・D構造)または3級構造(4級構造)の場合)

(注)平成22年1月の改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳しくはお取り扱いの損害保険代理店または弊社にご連絡ください。

<地震保険の割引率について>

免震建築物割引：割引率50%

耐震等級割引：耐震等級3の場合 割引率50%

耐震等級2の場合 割引率30%

耐震等級1の場合 割引率10%

耐震診断割引：割引率10%

建築年割引：割引率10%

<地震保険料控除>

地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年の契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※従前の損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。経過措置として平成18年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で平成19年1月以後保険料の変更のない契約については、従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。

地震保険 Q&A

Q1 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか?

A1 大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q2 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか?

A2 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとされています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

Q3 1回の地震による支払保険金の総額が11兆3,000億円を超える場合は、保険金が削減されることがあることですが、どういうことですか?

A3 地震保険は巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震における保険金の支払限度額を11兆3,000億円(平成30年8月現在)と定めています。この11兆3,000億円という額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。万一、この額を超えていた場合、お支払いする保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11\text{兆}3,000\text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

〔ご参考〕

東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※損害保険会社の経営が破綻した場合でも、家計地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。

※複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

●詳しくはお取り扱いの弊社代理店または弊社にお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <https://www.nissinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら

サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474**

24時間・365日

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

